

第4章 耐震診断又は耐震改修の指導等に関する事項

1 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施に関する事項

(1) 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物^{※2}）に係る指導等の実施

期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対して、個別の通知等により報告を促し、それでも報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項により準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等で公表します。

また、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない場合は、同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、同条第3項の規定に基づきその旨をホームページ等を通じて公表します。

※2 要安全確認計画記載建築物（資料編 P47 参照）

法第7条の規定により、耐震診断を義務付けられた建築物をいい、都道府県又は市町村は、建築物を指定することができます。

県下においては、県計画により、次の①に掲げる既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限り、既に耐震化が図られたもの及び耐震改修、除却又は建替えの工事中のものを除く。）が指定されています。

これにより、当該建築物の所有者は、耐震診断を行い、②に定める期限までに鹿児島市長に報告することとなります。

- ① 県又は市町村が所有する防災拠点建築物
 - I 災害時に災害対策の拠点となる庁舎、消防署所、警察署及び病院
 - II 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物
- ② 報告期限
平成32年3月31日
- ③ 本市内の対象建築物

所有者	建築物名称	建築物の用途
三島村	三島村役場本庁舎	庁舎
十島村	十島村役場本庁舎	庁舎
十島村	十島村役場旧庁舎	庁舎

「鹿児島県耐震改修促進計画」より

(2) 特定既存耐震不適格建築物^{※3}（(1)を除く。）に係る指導等の実施

ア 指導・助言

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、法第15条の規定に基づき、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう必要な指導・助言を行います。

イ 指示

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者が、相当の猶予期限を超えても正当な理由がなく、指導・助言に従わない場合は、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう必要な指示を行います。

ウ 公表

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者が、相当の猶予期限を超えても、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合、建築物及びその所有者を公表します。

なお、指示対象建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に行われる見込みがある場合等については、その計画等を勘案し公表の判断を行います。

公表の方法については、ホームページへの掲載等によるものとします。

※3 特定既存耐震不適格建築物（資料編 P47 参照）

法第14条に掲げる次の建築物で既存耐震不適格建築物であるものをいいます。（ただし、要安全確認計画記載建築物を除く。）

① 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの

法第14条第1号に掲げる建築物で、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等で階数3以上かつ1,000㎡以上（小中学校・老人ホームは階数2以上かつ1,000㎡以上）など法施行令第6条に定める規模以上のもの

② 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

③ 県又は市町村の耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する通行障害建築物

(3) 既存耐震不適格建築物（(1)及び(2)を除く。）に係る指導等の実施

既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断を実施し、必要に応じ、耐震化を図るよう必要な指導・助言を行います。

(4) 指導等を優先的に実施すべき建築物

上記指導等については、(1)から(3)の順に、優先的に実施します。

2 建築基準法による勧告等の実施に関する事項

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断義務付け対象建築物又は指示対象建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合、構造体力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがある建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。